

第2期横浜市依存症対策地域支援計画の策定について

1 趣旨

「横浜市依存症対策地域支援計画（以下「計画」といいます。）」は、本市の依存症対策の方向性を打ち出し、支援に携わる関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指す計画です。

このたび、令和7年度をもって現行の第1期計画の期間が終了となるため、第2期計画を策定します。

なお、計画の策定にあたっては、常任委員会で御報告させていただくとともに、附属機関である「横浜市精神保健福祉審議会」の部会である「依存症対策検討部会」での審議を経て検討を進めます。

2 計画期間

令和8年度から令和12年度（5年間）

3 計画の法的根拠等

国が定める「依存症対策地域支援事業実施要綱」では、地域における依存症者支援のニーズに総合的に対応するため、依存症に関する地域支援計画を政令市において策定することが望ましいとされています。

また、策定に当たっては、依存症患者等の状況、地域の社会資源や支援の実施状況等を計画に反映させることとされており、本計画は、国の要綱に基づく地域支援計画として策定します。

4 現時点における素案の方向性

依存症は、徐々に進行する慢性疾患であるといわれており、回復には長期にわたる支援が重要であることから、依存症対策も継続的に取り組むことが必要であり、第1期計画の基本理念、基本方針などの大きな枠組みは踏襲することとします。

一方、近年では、若年層を中心にオンラインギャンブルや市販薬・処方薬の過剰摂取などが課題となっていることから、これらを依存対象とするギャンブル等依存症や薬物依存症についても計画に盛り込んでいきます。

<第1期計画における基本理念・基本方針>

基本理念：依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること

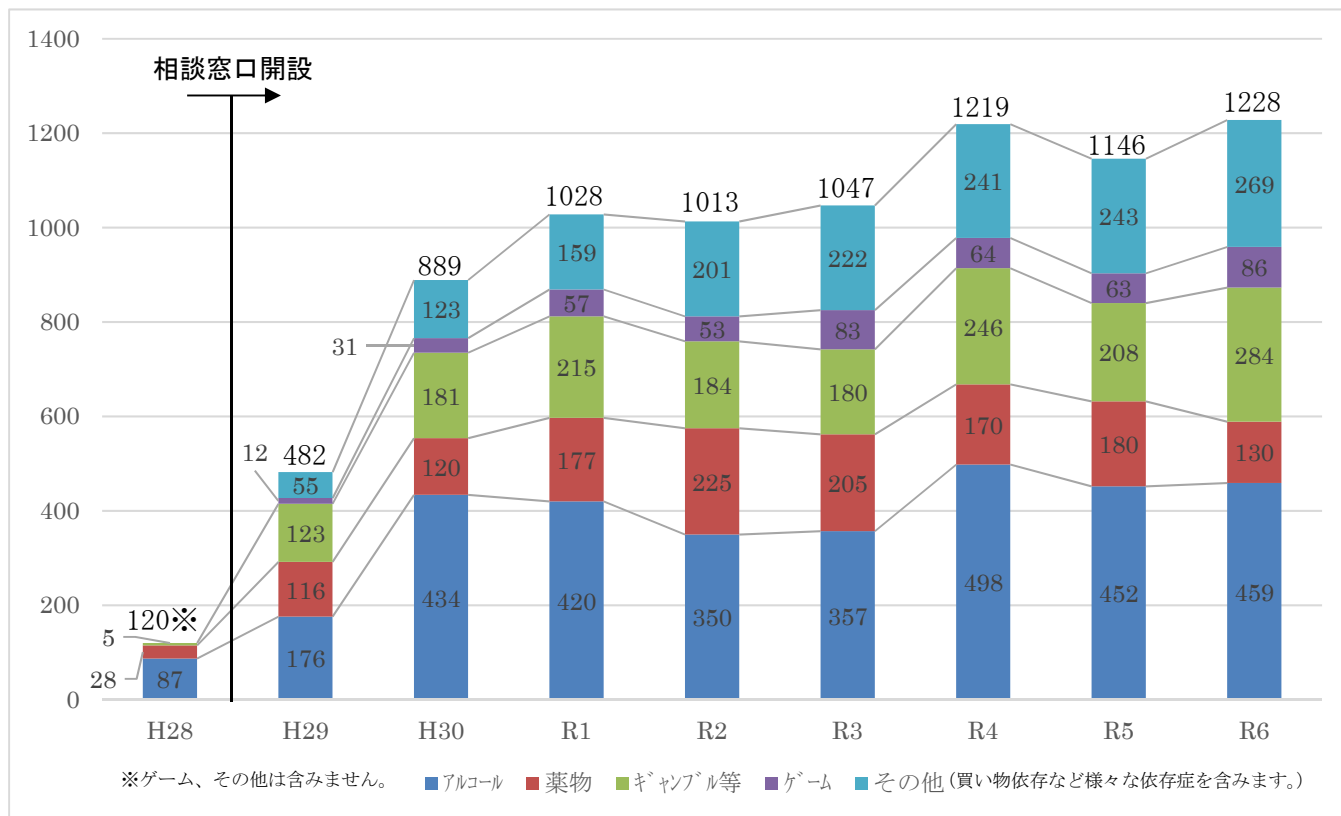
基本方針：依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること

5 本市の依存症に関する主な状況

(1) 依存症相談状況

本市こころの健康相談センター依存症相談窓口での依存症に関する相談件数は、全体的に増加しています。

これは、相談窓口の設置や普及啓発が進み、依存症そのものが一定の認知を得たことにより、買い物やインターネットなどその他に分類される多様な依存に関する相談が増加したことのほか、ギャンブル等依存症に関する相談が増加傾向にあることも一因です。

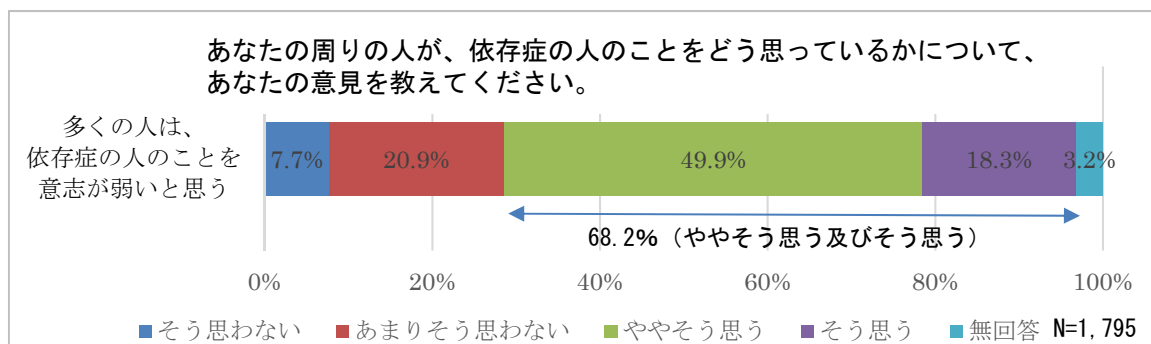


グラフ1 横浜市こころの健康相談センター依存症相談窓口における依存対象別相談件数

(2) 依存症に対する市民意識

依存症は、不安や緊張を和らげたり、嫌なことを忘れたりするために、ある特定の行為を繰り返すうちに脳の回路が変化して、自分の意志ではやめられない状態になってしまう病気といわれています。

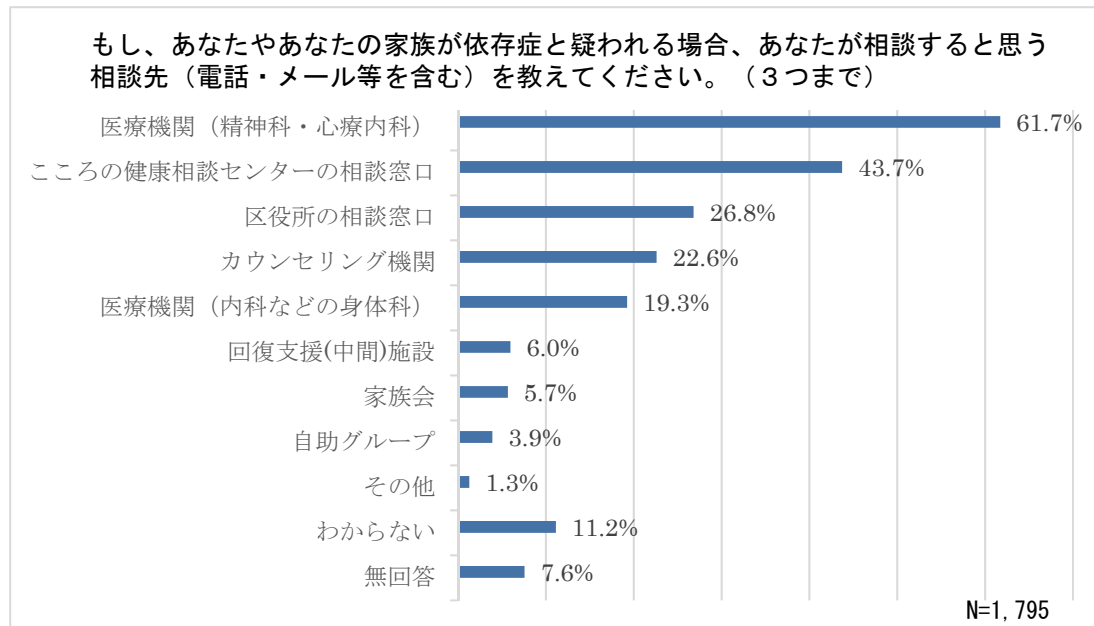
令和6年度に実施した市民意識調査では、依存症の人のことをどう思っているかという質問に対して、「意志が弱いと思う」と答えた人の割合が68.2%となっており、依存症の人に対する誤解や偏見が未だに根強いことがうかがえます。



グラフ2 出典：横浜市「依存症に関する市民意識調査」（令和6年度）

(3) 依存症に関する相談先

令和6年度に実施した市民意識調査では、依存症が疑われる場合の相談先として、「医療機関（精神科・心療内科）」や「こころの健康相談センター」の相談窓口を選択すると答えた人が多くっており、医療機関や行政の相談窓口は一次的な相談の受け皿となることが期待されているとうかがえます。



グラフ3 出典：横浜市「依存症に関する市民意識調査」（令和6年度）

6 策定スケジュール

- | | | |
|------|---------|-----------------------------------|
| 令和7年 | 9月 | 常任委員会（計画素案） |
| | | ※議会基本条例に基づく議決事件に該当するか御判断いただく予定です。 |
| | 10月～11月 | 市民意見募集の実施 |
| | 12月 | 常任委員会（市民意見募集結果） |
| 令和8年 | 2月 | 常任委員会（計画原案） |
| | | ※議決事件に該当する場合、市会第1回定例会に議案を提出します。 |
| | 3月 | 計画策定 |